

診療所の医師・職員が罹患した場合		診療所の収入減や営業できない場合	
<p><b>労災保険</b></p> <p>【問い合わせ先】 労災保険相談ダイヤル 0570-006031</p>	<p>休業：給付基礎日額の約8割 療養：受診費用の全額 障害、遺族：一時金、年金の支給など</p> <p>※特別加入制度により事業主である診療所の医師も加入可。保険料負担は例えば11月から翌3月の加入期間5ヶ月で1.2万円程度</p>	<p><b>持続化給付金</b></p> <p>【問い合わせ先】 持続化給付金コールセンター 0120-279-292</p>	<p>前年同月比の売上減が50%以上の法人に売上減分を200万円を上限に支給</p> <p>※個人事業主は100万円を上限</p>
<p><b>医療従事者支援制度</b></p> <p>【問い合わせ先】 日本医師会 連絡先は未公開</p>	<p>上記労災保険加入者を対象</p> <p>休業補償：20万円 死亡補償：500万円 を労災給付に上乗せして支給</p> <p>診療・検査医療機関の場合、医療従事者の負担なく加入（国と日本医師会で負担）</p> <p>11月9日に申込WEBサイトを開設予定</p>	<p><b>家賃支援給付金</b></p> <p>【問い合わせ先】 家賃支援給付金コールセンター 0120-653-930</p>	<p>前年同月比の売上減が50%以上等の法人に、賃料の最大2/3(上限100万円/月)の6カ月分を支給</p> <p>※個人事業主は上限50万円/月</p>
<p><b>感染拡大防止のための新型コロナウイルス対策休業助成金</b></p> <p>【問い合わせ先】 山梨県産業労働部労政雇用課 055-223-1561</p>	<p>感染や濃厚接触により、外出自粛を要請されて休業し、その間の給与、休業手当金、傷病手当金、その他の公的な給付金等を受け取っていない場合などの要件を満たす場合、休業日について一日あたり4,000円を支給</p>	<p><b>雇用調整助成金</b></p> <p>【問い合わせ先】 山梨労働局職業対策課 055-225-2858</p>	<p>従業員を計画的に休業させた場合に、従業員に支払う休業手当の全部または一部を助成</p>

診療・検査医療機関として診療を行う場合

<p><b>インフルエンザ流行期における発熱外来診療体制確保支援補助金</b></p> <p>【問い合わせ先】 厚生労働省医療提供体制支援補助金コールセンター 0120-336-933</p>	<p>県が診療・検査医療機関として指定した医療機関に、一日あたりの発熱患者の診療が20人(自院の患者のみを受け入れる場合は5人)より少ない場合、その差分を一人あたり約1.3万円を上限として稼働時間に応じて支給</p>
--	--

地域で必要な医療提供を継続し、感染拡大防止対策を行う場合

<p><b>医療機関・薬局等における感染拡大防止等支援事業</b></p> <p>【問い合わせ先】 山梨県新型コロナ慰労金・支援金運営支援事務局 055-231-5360</p>	<p>医療施設等における感染防止対策や診療体制確保への助成</p> <p>上限額：病院200万円+5万円×病床数、 有床診療所200万円、無床診療所100万円</p>
---	---